

コミュニティバス運行車両に係る移動円滑化基準適用除外について

新規導入する車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、松江市地域公共交通会議の合意を求めます。

1. 移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、原則として、車両の新規導入の際には移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両（車いす対応等）導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

2. 適用除外認定を受ける車両

コミュニティバス車両

No.	車名	型式	車台番号	乗車定員	幅	車両総重量	使用系統
1	トヨタ	CBF-TRH228B	TRH228- 0006731	14	188	3,050	八雲 全路線

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領

第 3 基準適用除外の認定を申請することができる自動車

(4) 車両総重量が 5 t 以下であって乗車定員が 23 人以下の自動車

3. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第 37 条第 2 項第 2 号：乗降口のスロープ

第 39 条：車いすスペース

第 40 条第 1 項：通路の幅

第 40 条第 2 項：通路の手すりの間隔

第 41 条：運行情報提供設備

4. 認定を必要とする理由

秋吉、平原、別所地区間が狭隘であるうえ、冬場は積雪も多いことから、小型車両でないと運行が困難であり移動円滑化基準適用除外申請を行うものです。

(1) 第 37 条第 2 項第 2 号(スロープ板)、第 39 条(車椅子スペース)、第 40 条第 1 項(通路の幅)については、現在計画している車両は、運転手も含め 14 名分の座席を有していますが、車椅子スペースの確保及びスロープ板等の設置を施すと乗車定員が減少し、事前に調査した乗客見込み数の輸送が困難となります。

(2) なお、車いすをご利用になる方の移動確保手段につきましては、松江市が福祉政策として、福祉タクシー事業の制度を設けておられ、この制度を利用したの通院や買い物などの外出支援に活用されております。

【八雲地区】

